



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 平成26年度雇用均等基本調査
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. 消費税法(一部改正)

NEWS1. 平成26年度雇用均等基本調査

8月7日に、厚生労働省が「平成26年度雇用均等基本調査(確報)」を公表しました。

【企業調査 結果のポイント】 (カッコ内の数値は前回調査の結果)

■男女別の採用状況 : 「四大卒」を中心に、「男性のみ採用」が減少し「男女とも採用」が増加。

「男女とも採用」の企業割合: 「四大卒/事務・営業系」49.6%(平成22年度45.8%) 「四大卒/技術系」28.0%(同19.9%)

■ポジティブ・アクション※の進捗状況 : ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の割合は57.1%と上昇。(平成25年度20.8%、平成24年度32.5%、平成23年度31.7%)

※男女労働者の間に事実上生じている仕事上の格差を解消するために、女性の採用拡大・職域拡大・管理職登用の拡大など、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。

【事業所調査 結果のポイント】

■育児休業取得者割合 : 女性86.6%(平成25年度83.0%)、男性2.30%(同2.03%)

■育児参加のための休暇制度がある事業所において、利用者がいた事業所の割合

: 女性(制度を利用した女性のいた事業所)28.9%、男性(制度を利用した男性のいた事業所)41.1%

■育児参加のための休暇制度の利用者割合

: 女性20.5%、男性35.1%(出産者又は配偶者出産者のうち、制度を利用した者の割合)

「少子化社会対策大綱」では男性労働者の育児休業取得者割合を2020年に13%に引き上げるという目標としていますが、達成には厳しい状況となっています。

NEWS2. (書籍の紹介)

「学力の経済学」 中室牧子 著

「ゲームは子どもに悪影響?」「子どもはほめて育てるべき?」「勉強させるためにご褒美で釣るのっていけない?」個人の経験で語られてきた教育に、科学的根拠が決着をつける!

「データ」に基づき教育を経済学的手法で分析する教育経済学は、「成功する教育・子育て」についてさまざまな貴重な知見を積み上げてきた。そしてその知見は、「教育評論家」や「子育てに成功した親」が個人の経験から述べる主観的な意見よりも、よっぽど価値がある一むしろ、「知っておかないともったいないこと」ですらあるだろう。本書は、「ゲームが子どもに与える影響」から「少人数学級の効果」まで、今まで「思い込み」で語られてきた教育の効果を、科学的根拠から解き明かした画期的な一冊である。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

海外の事業者に対してインターネット広告の配信を10月から依頼する予定ですが、消費税の扱いはどのようになりますか？

Answer

10月以後は国内取引の扱いになり、消費税が課税されます。
国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われ、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。



【解説】

1 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

電気通信回線(インターネット等)を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍の配信等の役務の提供(「電気通信利用役務の提供」)については、現在、国内の事務所等から行われるもののみ消費税が課税されていますが、平成27年10月1日以後、国外から行われるものも、国内取引として消費税が課税されることとされました。

取引	改正前	改正後
① 国内事業者 → 国外事業者	国内取引：課税	国外取引：不課税
② 国内事業者 ← 国外事業者	国外取引：不課税	国内取引：課税
③ 国内事業者 → 国外消費者	国内取引：課税	国外取引：不課税
④ 国内消費者 ← 国外事業者	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤ 国内事業者 → 国内消費者	国内取引：課税	国内取引：課税

2 課税方式の見直し(「リバースチャージ方式」の導入)等

○事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式(リバースチャージ方式)

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式。(対象取引例：広告の配信)

○上記以外の電気通信利用役務の提供(国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者に申告納税義務を課す方式。(対象取引例：電子書籍、音楽の配信)

また、国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、登録国外事業者から提供を受けたもののみ、国内事業者の消費税の申告において仕入税額控除が認められることとされるなど、所要の改正が行われています。

根拠条文等

国税庁ホームページ

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)等による消費税法等の一部改正

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850